

令和8年度 地域依存症対策事業実施要領  
(薬物依存症対策直接支援)

## 1 目的

処方薬・市販薬を含めた薬物依存症者の増加に加え、刑の一部執行猶予制度の施行により、地域では支援を求める当事者やその家族の潜在的ニーズが高まっている。

県立総合精神保健福祉センターでは、当事者やその家族の相談ニーズに対応していくため、依存症相談拠点として回復支援のための相談・支援体制を設け、薬物依存症の問題に悩む当事者及び家族に対する直接支援として、「個別相談」「家族支援」「当事者教育」を実施する。

## 2 主催・実施機関

主 催：県薬務課

実施機関：県立総合精神保健福祉センター

## 3 内容等

事業区分		実施場所	西 部	東 部
			(県立総合精神保健福祉センター)	(県福山庁舎)
個別相談 (要予約)	医師相談		毎月第1木曜日 15:00～17:00	
	相談員相談		平日 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	毎月第3金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00
家族支援 (要予約)	家族教室		毎月第3木曜日 10:00～12:00	毎月第3金曜日 10:00～12:00
	家族支援員相談		随時	
当事者教育 (要予約)	回復プログラム		平日 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	毎月第3金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00

※ 一部都合により日程変更の場合あり。

## 4 広報

広報チラシ及び県立総合精神保健福祉センターホームページにより広報する。なお、家族教室については、参加予定者へ案内を送付する。

## 5 根拠規定

広島県立総合精神保健福祉センター運営要綱 第2条第6項